

## 「地域産業成長プラン」の策定及び提出に際しての留意事項等（2026年5月更新版）

地域未来戦略では、知事・市町村長等主導で策定される地域産業成長プランに対する国の支援の方向性等を政策パッケージとして、本年夏頃を目途に取りまとめることとしています。「第3回地域未来戦略に関する関係副大臣等会議」にて議論された、各計画において盛り込むべき目指すべき成果、具体的な指標等を踏まえ、「地域産業成長プラン」の策定及び提出に際しての留意事項等を改めて整理しましたので、各都道府県及び市町村におかれましては、本留意事項等を念頭に置き、地域産業成長プランとして、「B. 地域産業クラスター計画」（都道府県等）及び「C. 地域産業成長プラン」（市町村等）の策定をお願いします。

### 1. 「B. 地域産業クラスター計画」

#### （概要）

本類型は、都道府県知事等が主導し、都道府県等が主体となって形成を進める産業クラスターです。当該地域において、海外輸出により外貨を獲得し得る、又は国内市場において上位シェアの獲得を目指すものとして重点的に育成すべき産業分野を特定し育成を図ります。産業クラスターを構成する個別企業の育成に加え、施設などの共同利用・共同事業による効率化やサプライチェーン上で地域にない機能を補完するための取組等を都道府県が行うことで、地域全体としての産業競争力の底上げを行います。

#### （1）「B. 地域産業クラスター計画」の策定について

##### ①策定主体

- ・都道府県（※都道府県と異なる産業クラスター形成を目指す場合、政令指定都市独自による策定も可能です）
- ※1 複数の地方公共団体（都道府県、政令指定都市）が共同して提案することも可能とします。
- ※2 産業クラスターは地理的集積を想定していますが、部品等のサプライチェーンが域外に伸びており、取引量が多く密接不可分なものに関しては、飛び地を含め域外の産業も一体の産業クラスターとみなしうるため、複数自治体による共同作成や提案を推奨しますので、周辺自治体等と連携するようお願いします。

##### ②計画の単位

- ・実現する製品・サービスが特定できる単位を核とする産業領域

##### ③計画や計画に記載する目標の年数

- ・10年以内の目標を掲げるとともに、5年間の計画を策定することを基本とします。

##### ④個別計画の目標設定（KGI）・進捗管理に使う指標（KPI）の位置づけ【別添4参照】

- ・計画の最終年度において達成を目指す目標値（KGI）を設定し、その達成に向け政策手段の進捗管理を行うためのKPIを計画の特性に合わせて、その計画の策定主体が設定し、5W1H（施策の意義・中身・期限・担当部署・検討の場・進め方等）を記載ください。定期的な進捗確認において数値の現状を確認し、実行状況を踏まえた計画の具体化・高度化を行うPDCAメカニズムの一環として活用することで、こうした一連のプロセスによる計画の信頼性を確保してください。
- ・「B. 地域産業クラスター計画」全体として「官民設備投資の増加」、「地方における付加価値向上」及び「地域の人材力強化」を目指していくため、各都道府県等が策定する個別の「B. 地域産業クラスター計画」においては原則、以下の指標を必須KGIとして盛り込むこととします。

す。

○計画での官民設備投資額（計画推進の核となる企業を中心とした企業の投資計画を積み上げる。過去の投資傾向に今後の政策効果を見込んだ参考値を活用する。等）

○計画での付加価値増加額（「県民経済計算」等の統計データ等に基づく付加価値に今後の政策効果を見込んだ参考値を活用する。等）

○計画での産業ニーズに即した産業人材育成数（大学に占める理工農・デジタル・保健系の定員、高専の設置を推進し、学生数増加、専門学校の新設、大学・専門学校等におけるリ・スキリング数 等）

- ・官民設備投資額の設定に当たっては、目標年度における目標値及び計画策定時点から目標年度までの累積の目標値を設定してください。
- ・付加価値増加額と産業人材育成数の設定に当たっては、目標年度における目標値を設定してください。
- ・加えて、それぞれの計画に併せて独自のKGIの設定を推奨します。他に設定すべき指標がある場合は計画独自のKGIとして併せて設定してください。
- ・また、KGI達成に向けた政策手段の進捗状況を確認する際にKPIを設定し、数値の現状を確認し、実行状況を踏まえた計画の具体化・高度化を行うPDCAメカニズムの一環として活用してください。定期的（半期ごと等）に計画に記載した政策の進捗状況やKPI等を確認し、進捗状況に応じて必要な改善や計画の高度化等を行うことに努めてください。

#### ⑤策定・提出のプロセス

- ・都道府県等にて計画書素案を策定し、内閣官房及び経済産業省による要件の事前確認が済んだ後、「知事等による発表」の上、内閣官房及び経済産業省に正式に提出ください。策定・提出に当たっては、以下の想定プロセスも参考にしてください【別紙1参照】。

##### <想定プロセス>

1. 調査・素案作成
  - ・力を入れる産業分野の選定、市場規模や成長性等の分析
  - ・計画の推進の核となる企業の検討
  - ・目指すべき目標、勝ち筋の具体像や支援策を検討
  - ・クラスター全体の競争優位性を高める取組の検討
  - ・計画書素案の作成
2. 事前相談
  - ・内閣官房・経済産業省に対して、計画書素案を提出し、要件の充足状況を事前に確認
3. 各種調整
  - ・自治体ごとに関係市町村・経済団体・民間企業・大学・研究機関・金融機関・議会などに必要に応じて確認
4. 知事等による公表
5. 計画の正式提出
6. 内閣官房HP公表

※1 都道府県等にて策定した計画及び当該都道府県内の政令指定都市が策定した計画は、都道府県等にて取りまとめた上で、都道府県等が内閣官房及び経済産業省へ提出することを基本とします。

- ・内閣官房及び経済産業省にて、要件を確認。
- ・当該計画は都道府県等においてHPに公開するとともに、内閣官房HPにて公開。
- ・「B. 地域産業クラスター計画」を策定後、その内容については、1年以内を目途に、地域未来投資促進法に基づく基本計画に反映を行うことを推奨とします。（必要な省令、告示、ガイド

ライン等の改正については、今夏に実施する予定です。)

※2 審査上の考慮を受けることのできる企業の取扱いについては、別途連絡いたします。

<提出先>

- ・ 内閣官房地域未来戦略本部事務局 地域未来戦略班 ([kihon.kousou.r4f@cas.go.jp](mailto:kihon.kousou.r4f@cas.go.jp)) 及び
- ・ 経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課 ([bzl-meti-chiikimirai@meti.go.jp](mailto:bzl-meti-chiikimirai@meti.go.jp))

<「地域産業成長プラン」の公表先>

- ・ 内閣官房HPに掲載予定

## ⑥提出期間

・ 随時

- ※1 2026年7月15日(水)までに事前確認依頼があったものについては、1ヶ月程度の確認期間を経た後、第1弾として取りまとめ、内閣官房HPで一斉に公表する予定です。知事等による発表及び正式提出は、国による事前確認が済んだ後に行ってください。
- ※2 第1弾としての取りまとめ以降の取りまとめ及び公開の取扱いについては、追ってお知らせします。
- ※3 なお、計画は随時受け付けるものではありませんが、2026年6月5日(金)までに計画書素案の事前確認依頼があったもの等については、先行事例として今後開催予定の地域未来戦略本部等で紹介する可能性があります。

## ⑦提出様式

・ 様式1-1から1-4までに必要事項を記載の上、御提出ください。

## ⑧都道府県等が策定する「産業クラスター計画」の数や目安について

・ 都道府県等として力を入れる産業領域を特定する観点から、5つ程度を想定しています。なお、「B. 地域産業クラスター計画」には、【自治体のコミットメント】等の要件があることから、自治体による伴走支援体制の整備など、伴走できるキャパシティを踏まえ、当該要件を満たすことができる必要がある点に留意ください。

## ⑨計画に記載する企業と関係府省庁の補助金等の国の審査上の考慮の関係について

- ・ 「B. 地域産業クラスター計画」において記載された、伴走支援の対象となる計画推進の核となる企業は、関係府省庁の補助金等の要件ごとに定める条件の下、国の支援施策での審査上の考慮(加点措置やコネクタ一度・ハブ度を踏まえた審査等)を受けることが可能です。審査上の考慮を受けることのできる企業の取扱いについては、別途ご連絡いたします。
- ・ 関係府省庁の補助金等において、例えば、経済産業省の大規模補助金等による審査上の考慮を受けるためには、立地する地域への裨益の観点から、コネクタ一度・ハブ度が相対的に高いこと等の要件を満たすことが条件になります。国は、コネクタ一度・ハブ度が相対的に高いこと等の要件として、民間データベース等を参照し抽出した企業のリストとして、「参考リスト」を作成していますので、以下の取扱いを参考にしてください。また、その他の関係府省庁の補助金等においても、同様の条件となるかについても、整理の上、別途ご連絡いたします。

(国が作成する「参考リスト」について)

- ・ 「参考リスト」は、立地する地域への裨益の観点から、①都道府県内でコネクタ一度・ハブ度が相対的に高いこと、②従業員規模が2,000名以下であることを要件として、民間データベース等を参照し抽出しています。

(※) コネクタ一度：企業の域外販売額/企業が所在する都道府県の域外販売額

ハブ度：企業の域内仕入額/企業が所在する都道府県の域内仕入額

- ・上記の要件を満たしていることが特定できる企業の一覧を、経済産業省が「参考リスト」として取りまとめているので、当該リストも参考にしながら、計画推進の核となる企業を検討してください。
  - ・なお、国が作成する「参考リスト」に記載がない企業において、当該要件を満たすものとして、経済産業省の大規模補助金等による審査上の考慮を受けたい場合にも、実態として都道府県内で相対的に高いコネクター度・ハブ度を有していることが確認できた企業については、対象となります。都道府県等から、当該要件に係る証憑を経済産業省に提出いただき、経済産業省において内容を確認します。
- ※ 政令指定都市で独自に計画策定を行う場合については、末尾の経済産業省窓口までお問い合わせください。

## (2) 「B. 地域産業クラスター計画」の記載項目及び要件

「B. 地域産業クラスター計画」の検討に当たっては、以下の「①記載項目」及び「②要件」を満たす必要があるため、地域産業クラスター計画の記載例【別添2】を参考に検討ください。

## ①記載項目

1. 地域産業クラスターの形成を目指す産業領域
  - (1) 該当する業種
  - (2) 特定の理由
2. 地域産業クラスターの形成を目指す区域
  - (1) 特にクラスター形成の核となる区域
  - (2) 計画推進の核となる企業
  - (3) 特定の理由
3. 当該分野の現状認識と目指す姿【目標】
  - (1) 現状の整理
  - (2) 目指すべき目標（必須KGIとして、計画での官民設備投資額、計画での付加価値増加額及び計画での産業ニーズに即した産業人材育成数を含む。）
  - (3) 設定の根拠
  - (4) 効果検証
4. 勝ち筋の特定と投資の具体像、定量的なインパクト【道筋】
  - (1) 基本戦略：当該産業領域における勝ち筋・〇〇県に構築すべき機能
  - (2) 投資の具体像
  - (3) 地域へのインパクト、目指すべき姿
5. 投資促進に向けた課題と事業環境整備の取組【政策手段】
  - (1) 投資促進に向けた課題
  - (2) 講じるべき政策パッケージ
  - (3) KPI及びKPI未達時の撤退基準の設定
6. 現地化の取組
  - (1) 現地化の方針
    - ※ 計画において域外企業の誘致をする場合であってかつ、労働・技術の現地化のロードマップ、地元資本の参画方針、及び収益の再投資方針を当該域外企業が持ち合わせている場合には、留意事項として記載することも可能。

## ②要件

- ① **【有望度】** 実現する製品・サービスが明確で、市場ニーズを特定しているものか。実現する製品・サービスが海外輸出で外貨を稼げる又は国内で上位シェアを目指せるものか。
  - ※ 製品・サービスについて、ターゲットとする市場の属性（法人、個人、海外等）及びその市場における当該製品・サービスのニーズを明記するとともに、競争優位性を示してください。
- ② **【実現可能性】** 地元・誘致を問わず、計画推進の核となる企業が存在しているか。
  - ※ 計画推進の核となる企業の個別企業名及び当該企業のサプライチェーン・バリューチェーン内での役割・立ち位置を明確にするとともに、当該企業の事業規模・能力が本計画を遂行する上で十分であることを明記してください。

- ③ **【外部依存性】** 実現する製品・サービスを構成するバリューチェーン上で、必須及び付加価値の高い部品・技術・工程を当該地域又は国内で調達・提供することを目指すか。
- ※ 主に当該地域又は国内で調達していることを示してください。調達できていない場合は、当該地域又は国内での調達を増やすロードマップを示してください。
- ④ **【費用対効果】** 計画の実現により、業種内比較及び当該地域比較において、高い付加価値創出が目指せるものか。
- ※ 同業種又は地域内産業と比べ、当該製品・サービスがより高い付加価値を創出されていく見通し及びその根拠を説明してください。
- ⑤ **【域内への波及】** 域内への波及効果として、域内取引額、売上額、持続可能な労働環境の整備（雇用の創出・賃上げ等）が計画されているか。
- ⑥ **【自治体のコミットメント】** 計画推進の核となる企業に対する伴走支援体制の確立（知事等が主体となり、地域金融機関等を巻き込んで、計画期間中の継続的な伴走支援を提供する仕組みを構築すること、具体的な伴走支援の内容が地域産業の中核を担う企業の創出に必要十分体制になっていること）。知事等としての発表。
- ※ 計画推進の核となる企業のニーズ等に応じて伴走支援を行う分野を明記するとともに、その分野において伴走支援を実施するための人員確保、体制構築、担当部署、具体的取組や頻度等の方針を明記してください。また、知事等としての発表は計画策定後に伴走支援体制構築の方針も含めて行ってください。
- ⑦ **【EBPM メルクマール】** KGI（必須 KGI として、計画での官民設備投資額、計画での付加価値増加額、計画での産業ニーズに即した産業人材育成数を含む。）の設定/KPI 及び、KPI 未達時の撤退基準の設定、KPI の定期的なモニタリング 等

### ③支援メニュー例

- 関係府省庁の支援施策での審査上の考慮（加点措置やコネクタ一度・ハブを踏まえた審査等）
- 例）・大規模成長投資補助金  
・各省の補助金等【施策を募集】
- 新たな財政措置の検討
- 交付金支援・ソフト支援対象
- 例）・地域未来交付金での優先採択  
・特区制度を活用した規制・制度改革  
・関係府省庁による支援策【別紙4参照】 等

### (3) 【参考】計画策定後の支援メニューの活用プロセス（イメージ）

- 地域未来交付金（地域未来推進型）については、「B. 地域産業クラスター計画」に位置付けられるなど、特に地域未来戦略に資する事業を優先採択します。優先採択適用のため、都道府県等は、地域未来交付金の申請に当たっては、どの計画に資するのか具体的に記載の上、申請ください。
- 関係府省庁の支援施策での審査上の考慮については、関係府省庁は、申請企業が、国が公表する「B. 地域産業クラスター計画」等に掲載されているかを確認するなどし、審査上の考慮を行います。その詳細については、別途整理します。なお、一部の施策においても「C. 地場産業成長プラン」に関連する取組について、優先採択を行います。

- 地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号））の基本計画に位置付けを行うことで、地域未来投資促進税制等の活用が可能となります。さらに、産業の成長性等一定の要件を満たす業種を3つに絞り込んで指定する場合には、更なる深掘り措置を受けることが可能とします。
- 特区制度を活用した規制・制度改革については、「戦略産業クラスター」や「地域産業クラスター」の形成や「地場産業支援」に資するもの等に関する「国家戦略特別区域等における規制・制度改革事項に係る提案」の集中募集を実施し、地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案、また、大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案を優先的に検討します。また、必要と認められる場合には、国の委託事業（地方創生特区推進事業）を活用し、提案の実現に必要な調査・実証（事例やデータの収集・分析等）を実施します。

(4) 【参考】計画策定・実行に対する国の支援体制【別紙1参照】

「B. 地域産業クラスター計画」の策定・実行を支援するため、国において、地方公共団体及び地場企業等に対して、「B. 地域産業クラスター計画」及び「C. 地場産業成長プラン」の策定支援のみならず、PDCAサイクルにおけるフォローアップ、継続的な計画の具体化・高度化に対して支援を行います【別紙1から別紙3まで参照】。また、本事務連絡の記載や、計画策定に関する御相談は末尾記載の問い合わせ先まで御連絡ください。

① 計画策定支援

（地方公共団体向け支援）【別紙2参照】

- ・ 関係府省庁の地方支分部局等が連携した地方公共団体向けの体制を構築し、ワンストップの相談窓口（都道府県等が地域産業成長プランを策定する際、施策や優良事例の紹介等の支援を行う各府省庁の地方支分部局等の支援窓口）の仕組みを活用し、相談事項に応じて、各府省庁の支援メニューを紹介する等、きめ細かな相談支援を行います。
- ・ また、地場産業の成長・発展に資する優良事例の紹介など、地域産業成長プランの磨き上げのため、積極的にサポートを行います。

（企業・事業主向け支援）【別紙3参照】

- ・ 企業・事業者を直接支援する可能性のある各府省庁及び各府庁所管の外部機構について、自治体が照会可能な連絡窓口の構築を行います。

<例>

- ① JETRO（日本貿易振興機構）による、企業の成長段階に応じた海外進出支援や EC サイトを通じた海外販路開拓支援、海外ビジネス人材支援などを行います。
- ② 中小企業基盤整備機構の「よろず支援拠点」を活用し、経営改革支援や経営改善支援を行うとともに、ワンストップ相談サービスやスタートアップの成長加速化支援を通して、地場企業等の経営課題に対し、効果的な支援を行います。

② 実行支援

- ・ 実行支援については、別途整理した上で、改めて案内します。

## 2. 「C. 地場産業成長プラン」

### (概要)

本類型は、市町村又は都道府県がその地域に根差す農林水産、観光、スポーツ、伝産品などの地域住民の生活を支えている産業の発展、地域経済の成長を促すもの。地域資源を活用し、付加価値の創出及び地域外需要の獲得を図ることにより、個々の規模は産業クラスターと比較して小規模であっても、面的に地域経済を支える事業を数多く創出していくことを目指します。

### (1) 「C. 地場産業成長プラン」の策定について

#### ①策定主体

・市町村又は都道府県

※1 複数の地方公共団体（市町村、都道府県等）が共同して提案することも可能とします。

※2 地場産業においても雇用・物流等のリソースは、域外にも及ぶことも多いため、広域的に地場産業を捉えることも重要であることから、複数自治体による共同作成や提案を推奨します。

#### ②計画の単位

・実現する製品・サービスが特定できる単位を核とする産業領域

#### ③計画や計画に記載する目標の年数

・10年以内の目標を掲げるとともに、5年間の計画を策定することを基本とします。

#### ④個別計画の目標設定（KGI）・進捗管理に使う指標（KPI）の位置づけ【別添4参照】

・計画の最終年度において達成を目指す目標値（KGI）を設定し、その達成に向け政策手段の進捗管理を行うためのKPIを計画の特性に合わせて、その計画の策定主体が設定し、5W1H（施策の意義・中身・期限・担当部署・検討の場・進め方 等）を記載ください。定期的な進捗確認において数値の現状を確認し、実行状況を踏まえた計画の具体化・高度化を行うPDCAメカニズムの一環として活用することで、こうした一連のプロセスによる計画の信頼性を確保してください。

・「C. 地場産業成長プラン」全体として地方における付加価値向上を目指していくため、各市町村等の計画においては原則、以下の指標を必須KGIとして盛り込むこととします。

○計画での付加価値増加額（例えば、以下のように簡易に算定することも可能。

「製品・サービスの売上増加額（単価増 and/or 取扱増）」×「既存の付加価値率」)

・付加価値増加額の設定に当たっては、目標年度における目標値を設定してください。

・加えて、それぞれの計画に併せて独自のKGIの設定を推奨します。他に設定すべき指標がある場合は、計画独自のKGIとして併せて設定してください。

・また、KGI達成に向けた政策手段の進捗状況を確認する際にKPIを設定し、数値の現状を確認し、実行状況を踏まえた計画の具体化・高度化を行うPDCAメカニズムの一環として活用してください。定期的（半期ごと等）に、計画に記載した政策の進捗状況やKPI等を確認し、進捗状況に応じて必要な改善や計画の高度化等を行うことに努めてください。

※1 必須KGIについては、各市町村等が策定する計画の特性に合わせ、「一人当たり付加価値労働生産性の増加額・増加率」を代替として設定することも可能です。これ以外にも計画の産業領域の特性上、他に設定すべき指標がある場合は計画独自のKGIとして併せて設定してください。

※2 また、例えば、地場産業においても雇用・物流等のリソースは、域外にも及ぶことも多いため、広域的なKGIの設定も可能です。（例：域外も含めた雇用の受入数）

### ⑤策定・提出プロセス

- ・市町村又は都道府県にて策定し、内閣官房及び経済産業省による要件の事前確認が済んだ後、「市町村長又は知事による発表」の上、内閣官房及び経済産業省に正式に提出ください。
- ※ 都道府県にて策定したプラン及び当該都道府県内の市町村が策定したプランは、都道府県にて取りまとめた上で、都道府県が内閣官房及び経済産業省へ提出することを基本とします。
- ・内閣官房及び経済産業省にて、要件を確認。
- ・当該プランは市町村又は都道府県においてHPに公開するとともに、内閣官房HPにて公開。

#### <提出先>

- ・ 内閣官房地域未来戦略本部事務局 地域未来戦略班 ([kihon.kousou.r4f@cas.go.jp](mailto:kihon.kousou.r4f@cas.go.jp)) 及び
- ・ 経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課 ([bzl-meti-chiikimirai@meti.go.jp](mailto:bzl-meti-chiikimirai@meti.go.jp))

#### <「地域産業成長プラン」の公表先>

- ・ 内閣官房HPに掲載予定

### ⑥提出期間

- ・ 随時
- ※ 1 2026年7月15日（水）までに事前確認依頼があったものについては、1ヶ月程度の確認期間を経た後、第1弾として取りまとめ、内閣官房HPで一斉に公表する予定です。市町村長又は知事による発表及び正式な提出は、事前確認が済んだ後に行ってください。
- ※ 2 第1弾としての取りまとめ以降の取りまとめ及び公開の取扱いについては、追ってお知らせします。
- ※ 3 なお、計画は随時受け付けるものではありませんが、2026年6月5日（金）までに計画書素案の事前確認依頼があったもの等については、先行事例として今後開催予定の地域未来戦略本部等で紹介する可能性があります。

### ⑦提出様式

- ・ 様式2-1から2-4までに必要事項を記載の上、御提出ください。

### ⑧市町村等が策定する「C. 地場産業成長プラン」の数や上限について

- ・ 特段上限を設けていません。なお、「C. 地場産業成長プラン」には、【自治体のコミットメント】等の要件があることから、当該要件を満たすことができる必要がある点に留意ください。

#### (2) 「C. 地場産業成長プラン」の記載項目及び要件

「C. 地場産業成長プラン」の検討に当たっては、以下の「①記載項目」及び「②要件」を満たす必要があるため、「地場産業成長プラン」の記載例【別添3】を参考に検討ください。

## ①記載項目

1. 地場産業の成長を支援する分野
  - (1) 該当する作物・品種等
  - (2) 特定の理由
2. 支援する地域及び推進の核となる事業者
  - (1) 特に本プラン遂行の核となる地域
  - (2) 本プラン推進の核となる事業者
  - (3) 特定の理由
3. 本プランの遂行に係る現状認識と目指す姿【目標】
  - (1) 現状の整理
  - (2) 目指すべき目標（必須KGIとして、計画での付加価値増加額を含む。）
  - (3) 設定の根拠
  - (4) 効果検証
4. 勝ち筋の特定と定量的なインパクト【道筋】
  - (1) 基本戦略
  - (2) 取組の具体像
  - (3) 地域へのインパクト、目指すべき姿
5. 取組に向けた課題と〇〇村・〇〇町が行う取組【政策手段】
  - (1) 取組に向けた課題
  - (2) 講じるべき政策パッケージ
  - (3) 地場産業を支える仕組みづくり
  - (4) KPI及びKPI未達時の撤退基準の設定
6. 現地化の取組
  - (1) 現地化の方針
    - ※ 計画において域外企業の誘致をする場合であってかつ、労働・技術の現地化のロードマップ、地元資本の参画方針、及び収益の再投資方針を当該域外企業が持ち合わせている場合には、留意事項として記載することも可能。

## ②要件

- ① **【有望度】** 実現する製品・サービスが明確で、市場ニーズを特定しているものか。実現する製品・サービスが、既存製品・サービスと比較して付加価値を高める又は販路拡大が見込まれるものか。
  - ※ 製品・サービスについて、ターゲットとする市場の属性（法人、個人、海外等）及びその市場における当該製品・サービスのニーズを明記してください。併せて、付加価値向上または販路拡大の見通しを明記してください。
- ② **【実現可能性】** 地元・誘致を問わず、推進の核となる事業者が存在しているのか。
  - ※ 計画推進の核となる事業者の個別事業者名を明記してください。
- ③ **【外部依存性】** 特定の者(大企業・フランチャイザー等)に過度に依存する計画となっていないか。

- ④ **【域内への波及】** 域内への波及効果として、域内取引額、売上額、持続可能な労働環境の整備（雇用の創出・賃上げ等）に関する目標値を設定できているか。
- ⑤ **【自治体のコミットメント】** 相談窓口の設置<sup>\*</sup>。市町村長等としての発表。
- ※ 相談窓口については、自治体及び関係団体等の担当部署を特定して記載してください。また、市町村長等としての発表は計画策定後に相談窓口の設置も含めて行ってください。
- ⑥ **【EBPMメルクマール】** KGI（必須KGIとして、計画での付加価値増加額を含む。）の設定/KPI及び、KPI未達時の撤退基準の設定、KPIの定期的なモニタリング 等

※ 策定する計画の中で、企業の経営計画の策定やAIを活用した合理化等、伴走支援体制を構築する中で実際に実施する経営支援の分野と、それに対応する人員の確保について、明記いただくことを想定しています。

### ③支援メニュー例

- 新たな財政措置の検討
- 交付金支援・ソフト支援対象
- 例) ・地域未来交付金での優先採択
- ・特区制度を活用した規制・制度改革
- ・関係府省庁による支援策 **【別紙4参照】**
- 例) ・高度な経営課題（M&A、海外販路開拓等）に対する専門家派遣支援
- ・経営人材マッチングを行うレビキャリ事業
- ・エッセンシャル・サービス（ES）供給の持続性確保に向けた取組への支援
- ・産業競争力強化法改正による金融支援、商工団体、地域金融機関等によるES供給事業者への支援
- ・小規模事業者支援法・経営発達支援計画に基づき、自治体及び商工会・商工会議所が行う小規模事業者への支援
- ・地方における高付加価値な観光地域づくり
- ・農林水産物・食品の輸出支援プラットフォームの構築
- 地域のクラスター・地場産業を支える仕組みづくりへの支援 等

#### (3) 【参考】計画策定後の支援メニューの活用プロセス（イメージ）

- 地域未来交付金（地域未来推進型）においては、「C. 地場産業成長プラン」に位置付けられるなど、特に地域未来戦略に資する事業のみを優先採択します。優先採択適用のためには、都道府県等は、地域未来交付金の申請に当たっては、どの計画に資するのか具体的に記載の上、申請ください。
- 特区制度を活用した規制・制度改革については、「戦略産業クラスター」や「地域産業クラスター」の形成や「地場産業支援」に資するもの等に関する「国家戦略特別区域等における規制・制度改革事項に係る提案」の集中募集を実施し、地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案、また、大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案を優先的に検討します。また、必要と認められる場合には、国の委託事業（地方創生特区推進事業）を活用し、提案の実現に必要な調査・実証（事例やデータの収集・分析等）を実施します。

#### (4) 【参考】計画策定に対する国の支援体制 **【別紙1から3まで参照】**

「C. 地場産業成長プラン」の策定については、1. (4)と同様です。

<問い合わせ先>

1. 本事務連絡について（全般）

内閣官房地域未来戦略本部事務局

矢野、立石、伊藤、西尾、武元、佐藤、阿部、蔵満

メール：[chiikimirai\\_cluster\\_toiawase@cas.go.jp](mailto:chiikimirai_cluster_toiawase@cas.go.jp)

2. 「戦略産業クラスター計画」、「参考リスト」について

経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課

日野、小西、新美、鎌谷、中川、大野、内海、大山

メール：[bzl-meti-chiikimirai@meti.go.jp](mailto:bzl-meti-chiikimirai@meti.go.jp)